



## 法や法制度は、 国によって異なるもの その現実への認識が 出発点

それぞれの国の法律には、それぞれ背景となる考え方や歴史があります。外国の法律を学ぶときにまず重要なのは、こうした背景にまで踏み込んで理解しようという姿勢をもつことです。同様に、社会の秩序と人間性を尊重するという基本的な精神は共通だとしても、日本の法律や法制度と外国の法律や法制度とは異なるものだという認識をもつことは、とても大切なことだと思います。私の研究テーマの一つに「プライバシー法と報道被害者の問題」がありますが、これに関しても日本法とイギリス・アメリカのコモンローでは、かなり異なります。例えば、「ロス疑惑」事件の三浦和義被告は、自己に関する報道が名誉毀損あるいはプライバシー侵害にあたるとして、1984年以降500件近くの訴訟を起こしました。三浦被告は、獄中から弁護士を立てずに本人訴訟を起こし、その多くで勝訴しましたが、こうしたことは

## 背景と本質への理解を深めるために 「英米法」を「英語」で学ぶ

現在のイギリスやオーストラリアではありえないことです。名誉を毀損された被害者が自分で訴状を作成しても裁判所は受け付けられないでしょうし、弁護士であっても名誉毀損に関する専門知識をもたない場合は、訴訟を遂行することは困難なのです。このことは、日本の訴訟制度が柔軟であることと、名誉毀損法が、コモンローのそれと比較して単純であることを意味しています。もちろん、どちらが良いか悪いかではなく、法や法制度はそれほど異なっているということです。

## 語学ハンディへの心配は無用 英語でのアプローチだから 本質に届く

外国の法律を理解するには、できる限りその国の言葉で学ぶことが効果的な方法です。英米法を例にとると、イギリスの法律用語に「Magistrates' Court」という言葉が

あり、日本の辞書では通常「治安判事裁判所」と訳されています。しかしこれは昔、「Magistrates' Court」が初めて和訳されたとき、その判事が「Justice of the Peace（治安判事）」であったことから「治安判事裁判所」と訳されたのです。しかし現在では、国や地域によって「Justice of the Peace」が廃止されている場合が多く、そのかわりに「Stipendiary Magistrate（有給判事）」が活躍しています。つまり既に「Magistrates' Court」=「治安判事裁判所」という訳は不適当なのです。また、これもよく使われる言葉に「negligence」という言い方があります。つい最近まで日本では「過失」と訳されていましたが、最近では「ネグリジェンス」とカタカナ表記されるようになってきました。日本語でいう「過失」との違いが、認識されるようになってきたためです。このように、英米法には日本語に訳せない表現が多数含まれています。英語で学ぶことは法の本質をより深く理解することにつながりますし、将来の仕事のなかでも活かされていくと思います。こうした理由から、私は「英米法」に関する講義を英語で行っています。もちろん「英語」の授業ではありませんから、なるべく平易な英語を使いますし、語学によるハンディをなくすために分かりやすいレジメを用意しています。ちなみに、私の授業は留学生や帰国子女も多く受講していますが、むしろ英語は不得手という学生の方が、好成绩を修める傾向にあります。

## 国際性でも一橋大学は最先端 恵まれた環境を 自分と社会のために活かす

日本では英米法を英語で学べる大学はまだそう多くありませんし、さまざまな場面で国際化の遅れも指摘されています。この点、一橋大学は非常に先端的な位置にあります。私は国費留学生として来日し、一橋大学で修士課程を修了、オーストラリアで弁護士資格をとったあと、一橋大学で働くことになりました。外国人教員の場合、1年契約とする大学が多いのですが、一橋大学ではオーストラリア人である私も同僚の中国人の王雲海教授も、日本人の教員と同一条件で働いています。一橋大学は、私にとって母校であることから言い切れます。

外国人教員の処遇は、一つの例にすぎません。一橋大学には、世界に向かって開かれた風土と学問に対する真摯な土壌が息づいています。いま一橋大学で学んでいる人も、これから学ぶ人も、この恵まれた環境をフルに活用して、さまざまなものを吸収、その成果を社会に還元してほしいと思います。私は論文を書くとき、日本語と英語を書き分けています。それは、日本語で書くことで英米法を日本人に理解してもらおう、英語で書くことで日本法を外国人に理解してもらいたいという思いからなのです。（談）